

手 続 編

手 続

2. 給水装置工事の申込み

2. 1	申込書及び関係書類の提出	10
2. 2	工事申込み・設計審査	13
2. 3	関係機関への通知	16
2. 4	工事着手	25
2. 5	設計変更及び工事の取消し	25
2. 6	指定事業者が行うしゅん功検査	26
2. 7	しゅん功書類の提出及びメーターの支給	29
2. 8	管理者が行う検査	32

2. 給水装置工事の申込み

2.1 申込書及び関係書類の提出

1. 給水装置工事の申込みの際には、申込書及び関係書類を作成し提出すること。
 - (1) 給水装置新設・改造・撤去（兼設計審査）申込書又は、臨時給水新設・撤去（兼設計審査）
申込書及び図面
 - (2) 水理計算書
 - (3) 所有者変更届
 - (4) その他関係書類

＜解説＞

1. 申込書は、工事種別ごとに作成すること。（「給水装置工事申込み関係一覧表」）
2. 申込みは、申込書（原本）で行うこと。（申込書は、返却しないので注意すること。）
3. 「設計条件」、「メーターの口径及び器種の決定」については、次の場合に記入すること。
 - (1) 新設工事の場合。
 - (2) 改造工事において、新設当初の設計条件等を変更する場合。

（運用）

1. 同一所有者による1棟建築の新設工事又は改造工事の場合は、申込書及び図面等を1部にまとめて提出してよい。また、メーターを設置しない工事については、1工事1部とする。
2. 撤去工事については、所有者・住所（設置場所）とも同じ場合に限り、申込書及び図面等（立体図不要）を1部にまとめて提出してよい。
3. 新設及び改造工事における申込時の設計図面は、原図（指定様式）を複写して提出してよい。
4. 次の場合は、水理計算書の「損失水頭計算」を記入すること。
 - (1) 給水管又はメータ一口径が40mm以上の場合。
 - (2) 直結給水方式で3階以上に給水する場合。
 - (3) 連合栓（アパート、マンション等）の場合。
 - (4) 加圧給水ポンプ及びスプリンクラー設備を使用する場合
 - (5) タンクレストトイレを設置する場合。詳細については次ページの表を参照とすること。
 - (6) その他、管理者が必要と認めた場合。

タンクレストイレを設置する場合(止水・フレキ管を含み作動圧とする)

種別 提供水圧	作動圧 7m のもの	作動圧 5m のもの
	必要	不要 ※2
20m	必要	不要 ※2
25m	必要	不要
30m	必要 ※1	不要

※1 専用系統(水抜栓以降の単独設置)とする場合は不要。

※2 一般給水栓を含む系統に2台以上設置する場合においては、作動圧を3mとし計算すること。

5. 指定事業者等は、給水装置の所有者変更手続きの委託を受けた場合、速やかに「給水装置所有者変更届」を提出すること。なお、この手続きを行うときには、新所有者、旧所有者の双方の印鑑証明書又は売買契約書の写し、建物への給水を行っている際は「建物の登記事項証明書」、建物が現存しない場合は、「土地の登記事項証明」書等事実関係を証明できるものを添付すること。
6. 申込者は、(1)～(3)の場合に、給水装置工事申込書の利害関係人確認欄に利害関係人又はその代理人の住所氏名を記載し、承諾の有無について記載すること。給水装置工事申込書の確認欄に収まらない場合は、別途利害関係人確認書を作成し、提出すること。なお、利害関係人への承諾等は申込者の責任において取得するものであるため、申込書の利害関係人その他の者から異議があった場合は申込者の責任において解決することとし、水道局はその責を負わない。
 - (1) 他人の土地又は家屋もしくはその両方に給水装置を設置する場合。
 - (2) 他人の給水装置から分岐して給水装置を設置する場合。
 - (3) 水道組合や個人所有の共用管等の権利所有口数を超えるメーターを設置又はメータ一口径を大きくするなど、使用水量が著しく増加する場合。
7. 工事申込みの際には、下記の開始届等に所定の事項を記入し、水道メーター1個毎に1部提出すること。
 - (1) 給水装置新設使用開始(廃止)届(新設工事申請時入力用)
 - ① 検査係にて水道メーターの支給を受ける場合は、その場でメータ一番号等必要事項を記入し、提出すること。
 - ② 資材センターにて水道メーターの支給を受ける場合は、受領後メータ一番号等必要事項を記入し、3営業日以内に検査係に提出すること。
 - (2) 給水装置異動届(改造工事申請時入力用)

水道メーターの口径変更などにより水道メーターの支給を受ける場合は、上記(1)①②により提出すること。
 - (3) 給水装置廃止届(撤去工事申請時入力用)
8. 給水装置の新設等の申込者は、給水装置工事申込書により届出した代理人及び給水装置工事施行者に変更があるときは、次の書類を提出すること。
 - (1) 給水装置所有(保管)者代理人選定(変更)届
 - (2) 給水装置工事施行者変更届

9. 排水設備設置等確認申請書

下水道を使用する際には、「排水設備設置等確認申請書」を提出すること。

給水装置工事申込み関係一覧表

工事種別等	申込内容	提出書類(様式)	適用
新設工事 1.8 <解説> 1に適合するもの	① 新設工事	・給水装置新設(兼設計審査)申込書	・(水理計算書) ・給水装置新設使用開始届
	② 開発行為に伴う工事	・給水装置新設(兼設計審査)申込書	・寄附申出書に提出
	③ 共用管工事	・給水装置新設(兼設計審査)申込書	・(組合設立届)
	④ 予定栓工事	・給水装置新設(兼設計審査)申込書	
	⑤ 私設消火栓工事	・給水装置新設(兼設計審査)申込書	
	⑥ 臨時給水	・臨時給水新設・撤去(兼設計審査)申込書 ・臨時給水使用申請書	・給水装置新設使用開始届
	⑦ 臨時給水を流用する新設工事	・給水装置新設(兼設計審査)申込書 (新設用) ・臨時給水新設・撤去(兼設計審査)申込書 (臨時給水用) ・臨時給水使用申請書	・給水装置新設使用開始届 ・給水装置新設使用開始届
	⑧ 既設給水装置を流用する臨時給水	・臨時給水使用申請書	・用途変更により処理する。
②～⑦については、給水栓番号欄に「申込内容」を朱書きすること。			
改造工事 1.8 <解説> 2に適合するもの	① 改造工事	・給水装置改造(兼設計審査)申込書	・(水理計算書) ・給水装置異動届
修繕工事 1.8 <解説> 3に適合するもの	① 修繕工事	・修繕工事施行届 ・修繕工事施工図	・修繕完了後、速やかに提出すること。 ・修繕工事処理要領参照
撤去工事 1.8 に適合するもの	① 撤去工事	・給水装置撤去(兼設計審査)申込書	・給水装置廃止届
	② 撤去し、新設する工事	・給水装置撤去(兼設計審査)申込書 ・給水装置新設(兼設計審査)申込書	・給水装置廃止届 ・給水装置新設使用開始届
その他	① 受水槽以下の各戸検針の依頼	・各戸検針申込書	・給水装置新設使用開始届
	② 所有者を変更する場合	・給水装置所有者変更届	
	③ 配水補助管の布設を要望する場合	・水道管布設要望書 ・位置図	・私道の場合は、次の書類を提出する。土地使用承諾書、登記事項証明書、地番図
	④ 代理人及び給水装置工事施行者を変更する場合	・給水装置所有(保管)者代理人選定(変更)届 ・給水装置工事施行者変更届	
	⑤ 下水道を使用する場合	・排水設備設置等確認申請書	

※検査は、「給水装置工事検査申込書」又は「臨時給水検査申込書」で申込むこと。

※設計変更、工事の取消しは「給水装置工事□設計変更・□取消し申込書」で申込むこと。

2. 2 工事申込み・設計審査

1. 給水装置工事の申込みにあたっては、設計内容等について管理者の設計審査を受けること。
2. 申込者は、設計審査の際に手数料を納入すること。

<解説>

1. 事前協議

- (1) 4階以上直結給水及び直結加圧給水を要望する場合は、原則として事前に協議が必要である。
(「II. 中高層建物直結給水技術基準」参照)
- (2) その他、技術的に判断が難しい場合は、申込み前に協議すること。

2. 設計審査

- (1) 設計審査は、給水装置課審査係（以下「審査係」という。）とする。
- (2) 窓口の受付は、平日 16 時までとする。なお、審査に時間がかかると思われる申込みは、余裕を持って設計審査を受けること。（受付時間内に審査できないものについては、翌日に再審査となる場合もあるので注意すること。）
- (3) 工事着手を急ぐ申込書については、審査・調定・市納付金及び水道料金納入後、審査係に申し出ること。
- (4) 一般住宅の新設工事において、次に示す条件を満たしている場合は、立体図を省略した平面図及び平面管路詳細図により審査を受けることができる。
 - ① 単独栓かつ家事用一世帯住宅で埋設配管、水抜装置等の給水器具を表示している場合。なお、タンクレストイレの水理計算書を省略する場合は、図面に省略理由とタンクレストイレ系統の立体図を記載すること。
 - ② 立体図を建物内の平面経路を記載した平面管路詳細図により容易に説明ができる場合。なお、配管が複雑で説明が難しい場合は、立体図を記載する。
- (5) 臨時給水の新設又は撤去工事において、次に示す条件を満たしている場合は、立体図を省略した平面図及び平面管路詳細図により審査を受けることができる。
 - ① 給水口径が 13mm かつ必要給水栓数が 2 栓以内の場合。
 - ② 立体図を建物内の平面経路を記載した平面管路詳細図により容易に説明ができる場合。なお、配管が複雑で説明が難しい場合は、立体図を記載する。

また、撤去工事完了後に新設工事に流用する場合は、平面図及び平面管路詳細図に新設工事に流用する箇所、撤去する箇所等を明記すること。
- (6) 改造工事において、水抜栓以降の配管がすべて撤去（更新）となる場合は、改造前の立体図を省略することができる。
なお、水抜栓が複数存在し、改造工事を行わない系統が混在する場合等は、事前に協議を行うこと。

3. 臨時給水の取扱い

- (1) 工事申込みの際には、工事申請関係書類のほか「臨時給水使用申請書」に必要事項を記入し、給水装置課業務係（以下「業務係」という。）の調定担当者に提出すること。特に、使用予定期間の記入を確認すること。
- (2) 設計審査完了後、市納付金及び水道料金を納入すること。
- (3) 申込書には、必ず使用予定期間を記入し提出すること。
- (4) 「臨時給水使用承認済の札」は、メーターとともに給水装置課検査係（以下「検査係」という。）で受領すること。
- (5) メーター受領後、「給水装置新設使用開始（廃止）届」（甲）に必要事項を記入し、検査係（検査員）へ提出すること。

- (6) 使用予定期間を超えて、1カ月以上継続使用するものについては、現在のメーター指針を確認できる写真を業務係に提出し、延長予定期間に基づく推定水道使用量の概算額を前納とともに、延長期間の「臨時給水使用承認済の札」を受理すること。また、継続使用の旨を検査係（検査員）に報告すること。
- (7) 臨時給水の使用終了後は、遅滞なく臨時給水のメーターを返納するとともに、「給水装置新設使用開始（廃止）届」（乙）を検査係に提出すること。また、使用終了後メーターを本給水へ流用する場合は、「給水装置新設使用開始（廃止）届」（乙）及びメーターの最終指針を確認できる写真を提出するとともに、止水栓で必ず閉栓すること。
- (8) 臨時給水の使用中に給水装置を変更する場合は、あらかじめ改造工事を申込むこと。
なお、メータ一口径を変更する場合は、新たに「臨時給水使用申請書」を提出のこと。

（運用）

1. 建築物の解体作業に係る臨時給水使用手続き

- (1) 手続きにあたっては、「臨時給水使用（事前承認）願い」を業務係へ提出すること。なお、緊急時には、ファクシミリでの送信により受付ける。
- (2) 建築物解体作業時の防塵対策用に、当該建築物の給水装置を使用して臨時給水を申込む場合は、次のどちらかの条件に適合する場合に限り、事前承認する。

なお、臨時給水の給水栓を、既設給水装置の下流4m程度に設置する場合、図面の提出は不要とする。

- ア 臨時給水の給水栓を設置する指定事業者が、当該既設給水装置の撤去工事を申込み済又は、撤去することが確定している場合。
- イ 使用を開始した日から5日以内に、「臨時給水使用申請書」及び撤去工事の申込みを行える場合。

2. 既設の給水装置を臨時給水に使用する場合の取扱い

現在、休止栓等で使用していないものであり、かつ料金調定が行われていない給水装置に限り、臨時給水として使用を認めるものとする。

- (1) 申込みの際には、「臨時給水使用申請書」に必要事項を記入（特に、使用予定期間の記入を確認すること。）し、「給水装置新設使用開始（廃止）届」（甲）及び現在のメーター指針を確認できる写真を添付のうえ、業務係へ提出すること。
- (2) 臨時給水の使用終了後は、遅滞なく「給水装置新設使用開始（廃止）届」（乙）及び最終メーター指針の確認ができる写真を業務係へ提出すること。

4. 新設工事申込みの際、先に撤去工事等の申込みがある場合の取扱い

新設工事・撤去工事・臨時給水等、工事の申込みを同時に行われなかった場合、設計審査時に先の工事内容を確認する必要があるため、先に申込み済みの工事申込書を検査員の許可を得て、審査係に提出すること。

5. 市納付金について

手数料等及び水道利用加入金（以下「加入金」という。）は、条例に基づき納入すること。ただし管理者が特に認めた場合は、後納扱いとすることができる。（官公署等の工事）

（1）設計審査及び検査手数料

設計審査及び検査手数料については、条例第34条に基づき、新設（臨時給水含む）・改造・撤去の工事区分及びメーター（口径・個数）ごとに納入する。

設計審査手数料は審査申込みの際に納入し、検査手数料は検査申込みの際に（「給水装置工事検査申込書」により申込み、しゅん功図及び資料等を添付する。）納入すること。

なお、設計審査後に工事を取消した場合は、設計審査手数料を還付しない。

ア メーターを設置する新設工事は、メータ一口径 40 mm未満又は以上で手数料の額を区分する。

イ メーターを設置しない新設工事は、当該新設する給水管の最大口径をもってメーターの口径とみなす。

(2) 再審査の設計審査手数料

設計変更により再審査を行なう場合のうち、次のものは設計審査手数料を新たに納入すること。

ア メータ一口径を変更するとき。

イ 給水方式を変更するとき。

(3) 洗管用臨時給水料金

開発行為に伴う工事に適用し、口径、延長等により算出を行った額を納入すること。

(4) メーター補償費

故意又は過失によりメーターを亡失又はき損した場合は、管理者が別に定めるメーター補償費を納入すること。

(5) 水道料金利用加入金

ア 条例第 33 条の 2 に基づきメータ一口径別に納入すること。

イ 新設工事に伴う撤去及びメータ一口径変更が伴う改造工事については、撤去するメータ一口径に見合う額を控除する。

ウ 設計変更によりメータ一口径を変更する場合は、再審査完了後、加入金の差額を追徴又は還付する。

(6) 分岐部撤去（閉止）が施工できない場合の取扱い

撤去工事において、新設舗装道路（オーバーレイ含む）のため道路掘削許可を受けることができない場合は、掘削可能となった時点で管理者が施工する。この場合、施工に要する費用を市に納入すること。

2. 3 関係機関への通知

1. 指定事業者は、工事着手前に堀削及び占用等について、関係機関へ必要な申請手続きを行うこと。また、事前に埋設物等の調査を行い必要に応じて埋設物管理者等に現地立会いを求めること。
2. 交通規制等を行う場合は、関係機関と事前協議を行い必要な申請手続きを行うとともに本市に報告すること。

<解説>

1. 道路占用許可申請については、道路管理者との取決めにより水道局が申請者となっている。このことから指定事業者は、給水装置工事の設計審査完了後に道路占用の申請手続きを行うこと。

2. 道路占用・道路使用許可申請の流れ

(1) 道路占用許可申請（市道：市道占用許可申請入力表、国道：道路占用許可申請入力表）

- ア 小規模工事
- (ア) 堀削延長が 20m 以下の管路新設・撤去工事
 - (イ) 各戸引込み管の新設・撤去工事
 - (ウ) 消火栓、仕切弁、きょう類の新設・移設・取替・撤去工事
 - (エ) 既設物件の改良・修繕工事
 - (オ) 試掘・薬液注入・ボーリング等
 - (カ) 事故及び突発的な緊急工事
- イ 大規模工事 小規模工事以外の工事
- ウ 冬期間（12/1～3/31）の申請については、「冬期掘削制限解除願い」を添付する。

(2) 申請の形態

ア 小規模工事 – オンライン電子申請（1 部）

道路占用許可申請書、位置図、拡大図、平面図、安全対策図、占用許可、道路使用許可協議、工期延期、占用許可取下げ等を端末機で入出力する。
(パターン図を使用出来ない工事及び施工場所が散在する工事は、窓口申請となる。)

イ 大規模工事 – 窓口申請（1 部）

- (ア) 道路占用許可申請書、位置図、内訳書について端末機で入出力し申請書及び添付書類として使用する。
- (イ) 平面図、安全対策図等を手書き作成し、上記申請書等と併せて土木センター等に出向き申請手続きを行う。
- (ウ) 占用許可書は端末機で出力される。
- (エ) 押印された許可書が必要な場合は、道路管理者に申入れ受領する。

(3) 申請内容を変更する場合

市道	工期のみ延期	道路占用の工期延期申請書
	占用許可申請の取下げ（許可前の申請）	道路占用許可申請の取下げ願い
	占用許可申請の取消し（許可後の申請）	道路占用許可申請の取消し願い
国道	工期のみ延期	道路占用工事の期間延長申請入力票
	占用許可申請の取下げ（許可前の申請）	道路占用許可申請の取下げ願い入力票
	占用許可申請の取消し（許可後の申請）	道路占用許可申請の取消し願い入力票

(4) 道路使用許可申請（3部）及び協議書の取扱い

ア オンライン電子申請 一道路占用許可申請入力後に「道路使用申請協議（受付済）」「申請図」の出力を行い、道路使用許可申請書に安全対策図を添付して指定事業者が所轄警察署に提出し、許可書の受取りも行う。

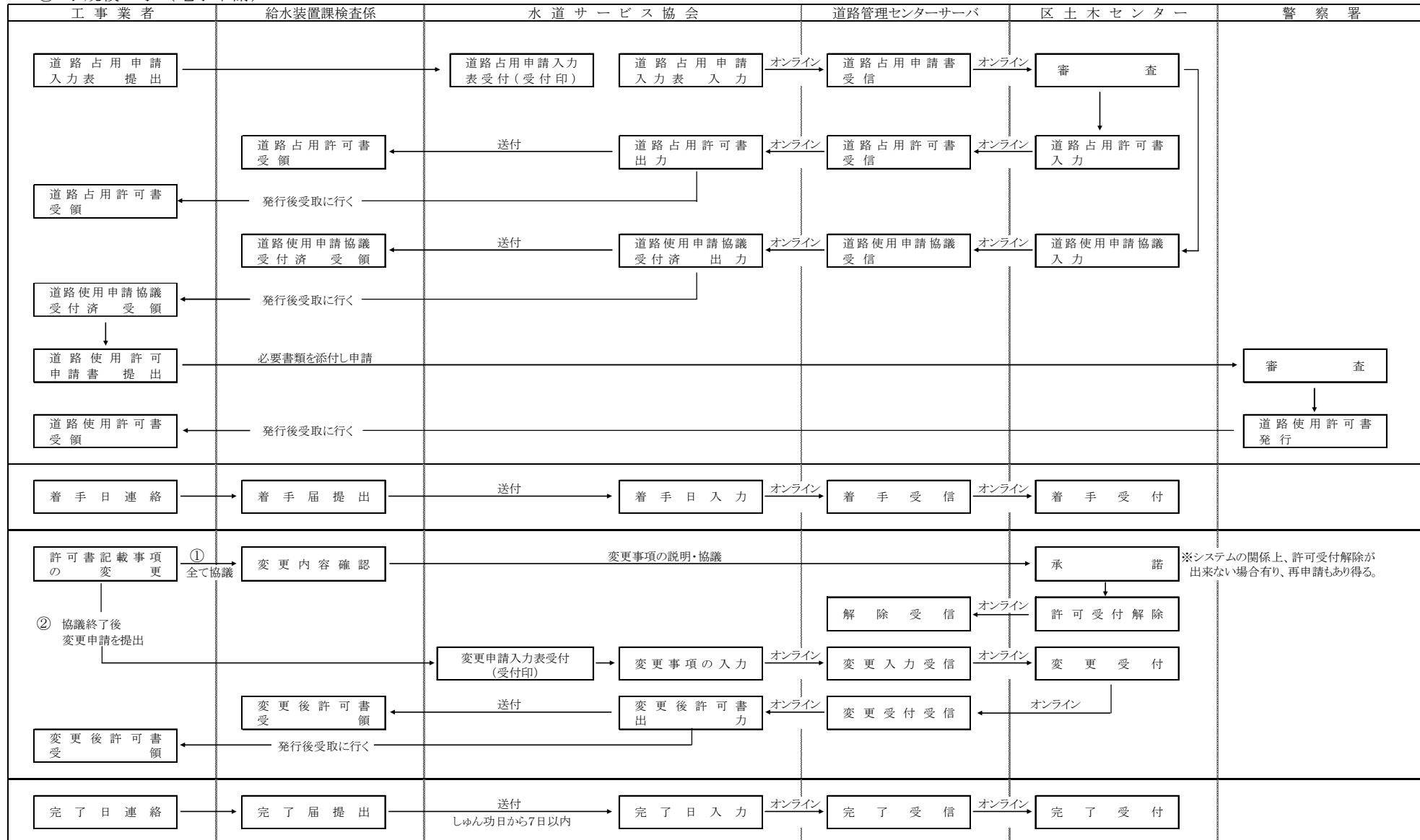
イ 窓口申請 一道路使用許可申請書と添付書類を作成し（位置図のみ出力したものを使用）占用許可書と併せて、道路管理者に提出する。許可書の受取りは指定事業者が行う。

(5) 道路占用及び道路使用申請のフローチャート（市道・道道）…次表

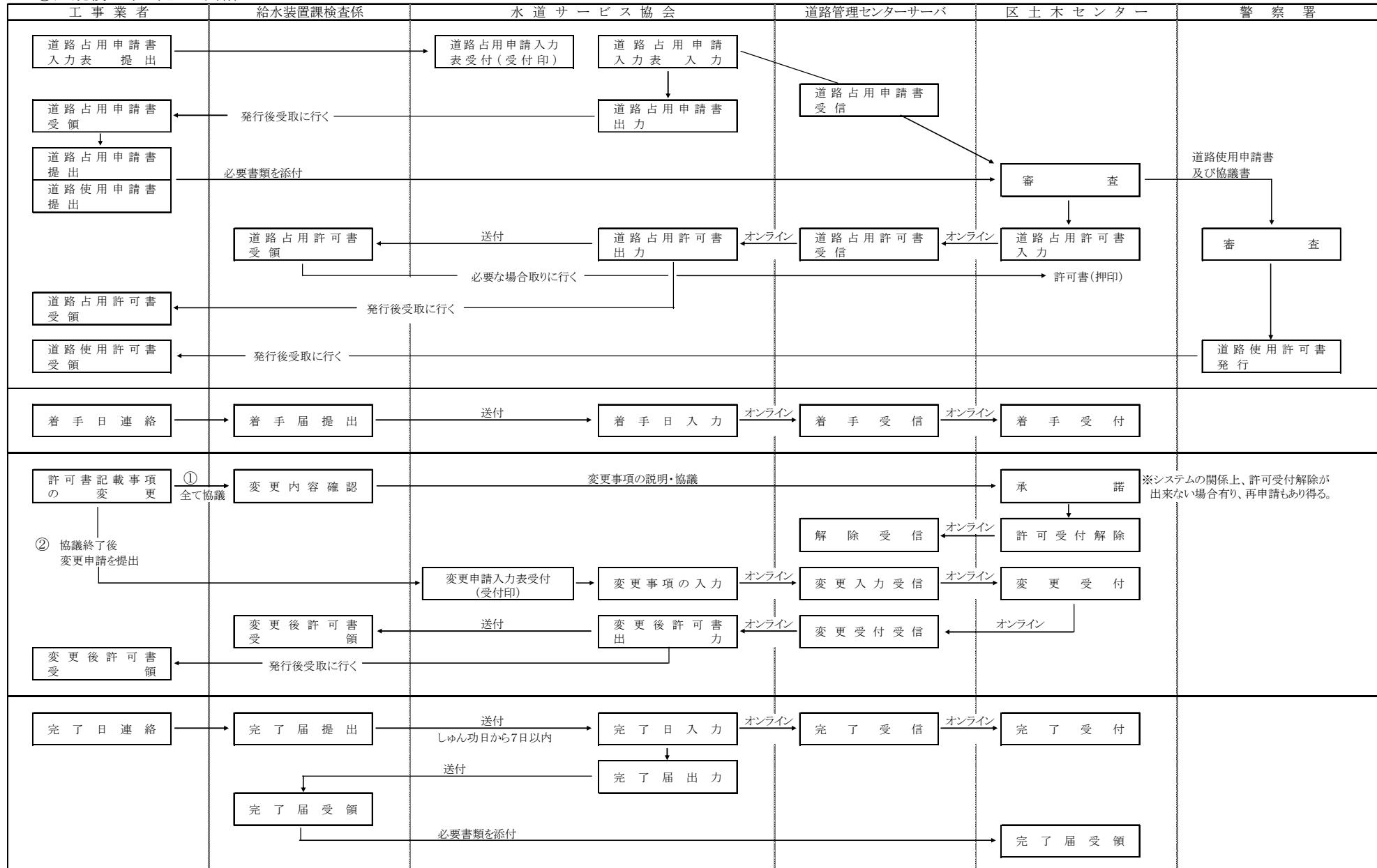
(6) 道路占用及び道路使用申請のフローチャート（国道）…次表

(5) 業者工事用フローチャート（市道・道道）

① 小規模工事（電子申請）

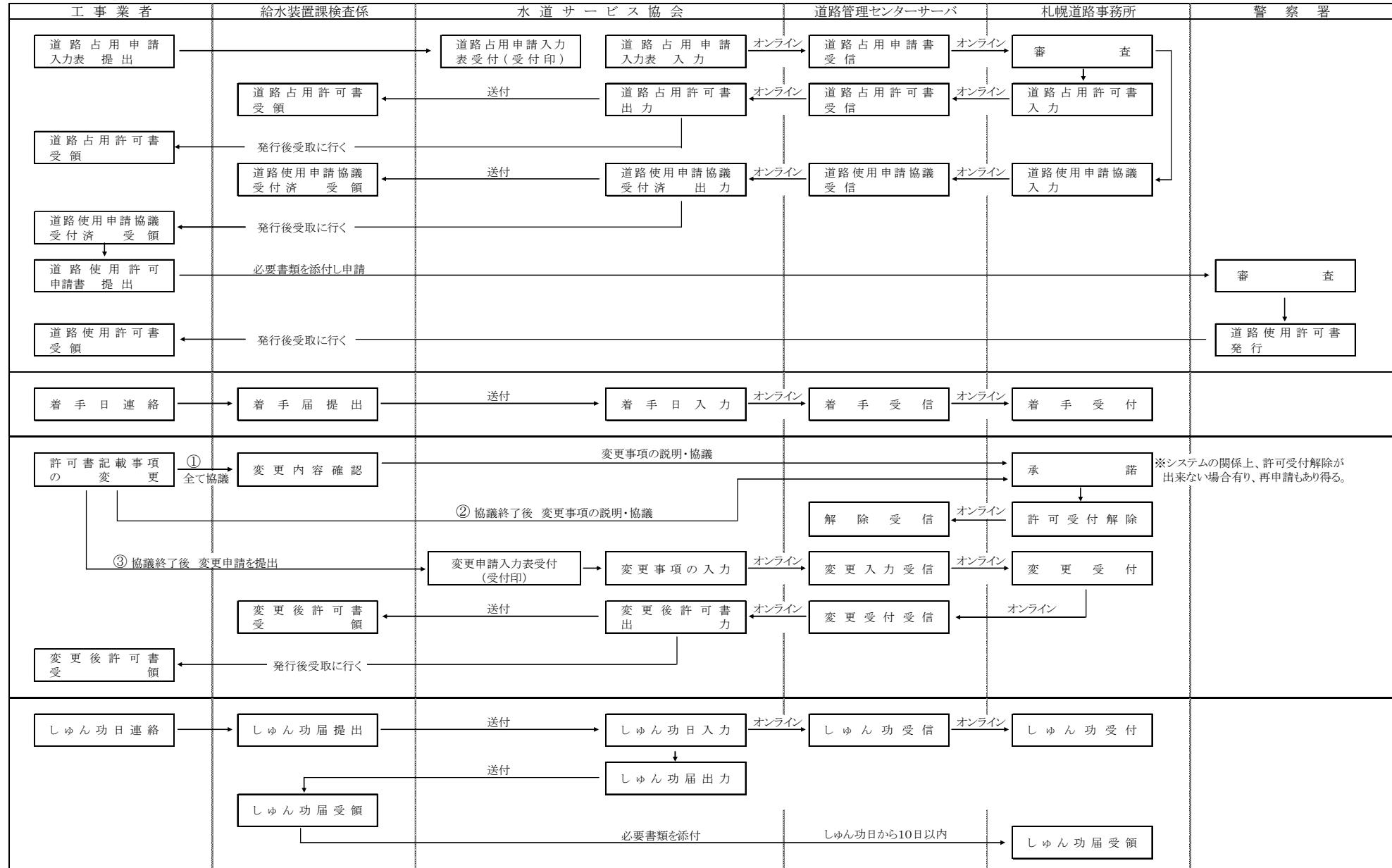


②大規模工事（窓口申請）

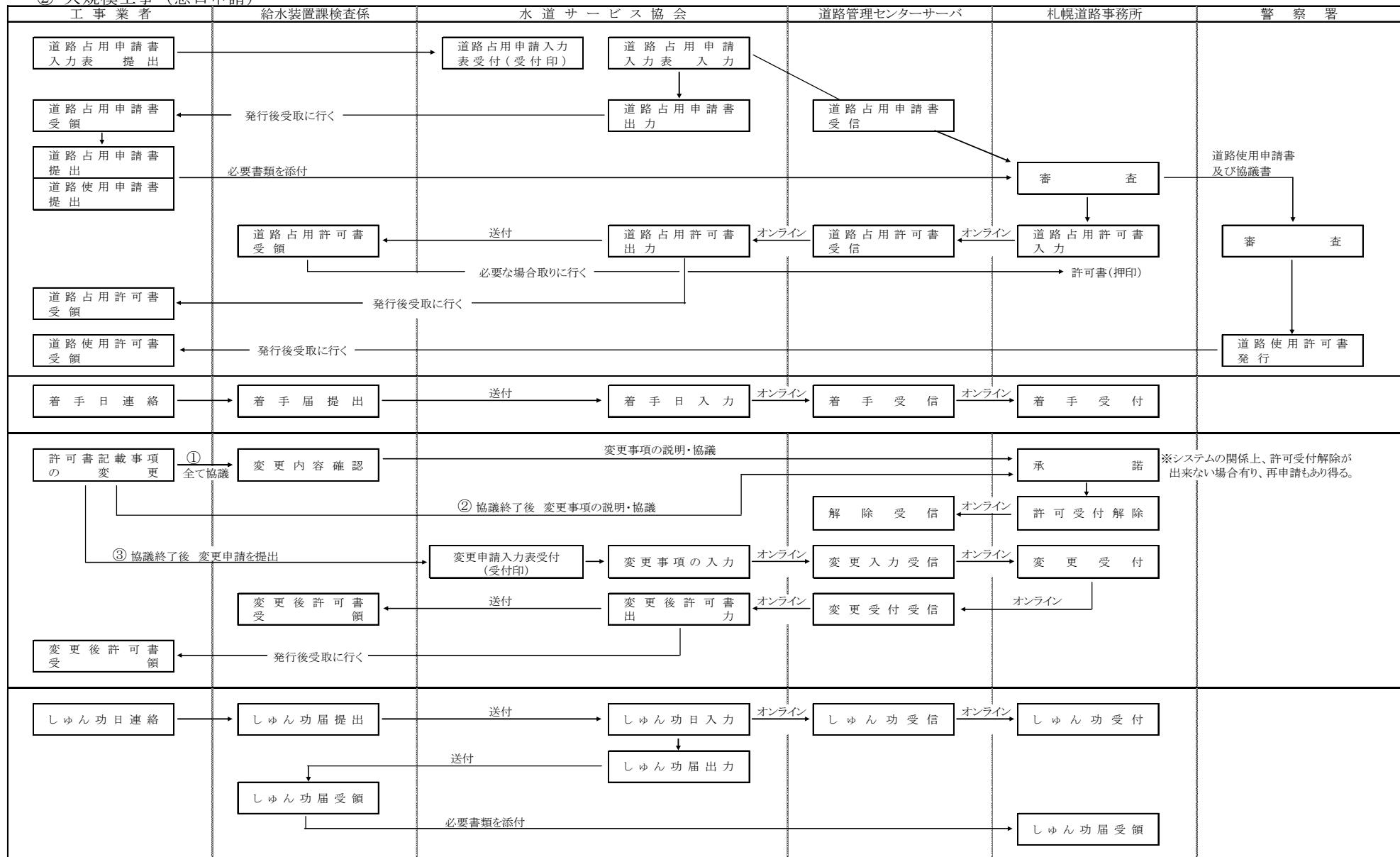


5. 業者工事用フローチャート（国道）

(1) 小規模工事（電子申請）



② 大規模工事（窓口申請）



(注1) 国道の場合、しゅん功届(出力帳票)に写真添付が必要。

(注2) 市道、国道とも、大規模工事等で窓口申請となるものについては、給水装置課(検査係)と協議の上で申請すること。

3. 法定外道路の占用については「札幌市法定外道路条例」に基づくことから、本市と事前協議を行い道路占用許可申請書を提出すること。
4. 国有地の取扱いについて
 - (1) 建築基準法上の指定道路になっている、北海道財務局所管、普通財産用地への公共上下水道施設等の埋設について（昭和62年9月10日付簡直1第754号）
上記の埋設にあたっては、すでに承認を得ているものとして今後取扱う。
 - (2) 北海道財務局所管の普通財産及び同局所管の普通財産と確認された国有脱落地への公共上下水道施設等の埋設について（平成7年10月16日付簡直1第710号）
 - ア 専用道路として使用されている道路
北海道財務局の承認を得てから工事を実施するものとする。
 - イ 複数のものに使用されている道路
北海道財務局の承認を得ているものとして工事を実施してよいものとする。
5. 埋設物管理者等との協議
道路を掘削する場合は、事前に埋設物の調査を行い必要に応じて埋設物管理者に現場立会いを求める。
また、軌道敷や河川敷の横断等が必要な場合についても関係官公署と事前協議を行うこと。
6. 交通規制等の周知
道路掘削に伴い、停留所の移設、運行経路変更が必要となる場合は、バス会社と事前協議を行う。
また、通行止め等の交通規制を行う場合は、事前に町内会や学校等に工事の説明を行い了承を得ること。
7. その他
公共物（基準点、消火栓標識等）が支障となる場合や、他の工事や建築現場等と重なる場合は、それぞれの関係機関や会社と事前協議を行うこと。

8. 関係官公署、会社所在地、電話番号一覧表

種 別	名 称	所 在 地	TEL
国 道	札幌開発建設部 札幌開発建設部札幌道路事務所	(中央) 北2西19 (豊平) 月寒東2-8	(代) 611-0111 (代) 854-6111
市 道	(中央区) (中央区土木センター) 土木部維持管理課	(中央) 北12西23	(代) 614-5800
	(北 区) (北区土木センター) 土木部維持管理課	(北) 太平12-2	(代) 771-4211
	(東 区) (東区土木センター) 土木部維持管理課	(東) 北33東18	(代) 781-3521
	(白石区) (白石区土木センター) 土木部維持管理課	(白石) 本通14南	(代) 864-8125
	(厚別区) (厚別区土木センター) 土木部維持管理課	(厚別) 厚別町下野幌 45-39	(代) 897-3800
	(豊平区) (豊平区土木センター) 土木部維持管理課	(豊平) 西岡3-1	(代) 851-1681
	(清田区) (清田区土木センター) 土木部維持管理課	(清田) 平岡2-4	(代) 888-2800
	(南 区) (南区土木センター) 土木部維持管理課	(南) 南31西8	(代) 581-3811
	(西 区) (西区土木センター) 土木部維持管理課	(西) 西野290-10	(代) 667-3201
	(手稲区) (手稲区土木センター) 土木部維持管理課	(手稲) 曙5-5	(代) 681-4011
1 級 河 川	札幌開発建設部札幌河川事務所	(南) 南32西8	(代) 581-3235
道 河 川	北海道空知総合振興局 札幌建設管理部事業課	(西) 西野3-1	(代) 662-1161
市 河 川	(市) 下水道河川局事業推進部 河川管理課	(豊平) 豊平6-3	(代) 818-3415
軌 道	(市) 交通局電車事業所	(中央) 南21西16	(代) 551-3944
警 察	中 央 警察署交通課	(中央) 北1西5	(代) 242-0110
	北 "	(北) 北24西8	(代) 727-0110
	東 "	(東) 北16東1	(代) 704-0110
	白 石 "	(白石) 菊水3-5	(代) 814-0110
	厚 別 "	(厚別) 厚別中央2-4	(代) 896-0110
	豊 平 "	(豊平) 豊平7-13	(代) 813-0110
	南 "	(中央) 南29西11	(代) 552-0110
	西 "	(西) 西野2-5	(代) 666-0110
	手 稲 "	(手) 富丘1-4	(代) 686-0110

種 別	名 称	所 在 地	TEL
消 防 署	中 央 消防署	(中央) 南4西10	(代) 215-2120
	北 " "	(北) 北24西8	(代) 737-2100
	東 " "	(東) 北24東17	(代) 781-2100
	白 石 " "	(白石) 南郷通6北	(代) 861-2100
	厚 別 " "	(厚別) 厚別中央1-5	(代) 892-2100
	豊 平 " "	(豊平) 月寒東1-8	(代) 852-2100
	清 田 " "	(清田) 平岡1-1	(代) 883-2100
	南 " "	(南) 真駒内上町5	(代) 581-2100
	西 " "	(西) 発寒10-4	(代) 667-2100
	手 稲 " "	(手稻) 手稻本町2-5	(代) 681-2100
バ ス 事 業	ジェイ・アール北海道バス	(西) 二十四軒2-7	(代) 622-8000
	中央バス 札幌ターミナル	(中央) 大通東1	231-0500
	道南バス 札幌営業所	(白石) 本通20丁目	865-5511
	定鉄バス 事業部	(南) 川沿5-1	572-3131
	ばんけいバス	(中央) 盤溪475番地	644-3731
国 有 地 及 び 国 有 未 開 地	北海道財務局 統括国有財産管理課	(北) 北8西2 札幌第1合同庁舎	(代) 709-2311
	北海道石狩振興局地域政策部総務課	(中央) 北3西7	(代) 231-4111
ガ 斯 事 業	北海道ガス 緊急保安グループ (都市ガス)	(東) 北7東2	792-8104
	北ガスジェネックス (プロパン)	(東) 伏古8-2	783-7724
電 力	地中送電グループ (66kV以上)	(東) 東苗穂5-1	782-1289
	地中配電グループ (33kV以下)	(中央) 大通東1	251-4953
電 話	NTT 東日本-北海道カスタマーサービス部門設備立会い担当	(中央) 宮の森2-1	(代) 621-8000
下 水 道	(市) 下水道河川局事業推進部 排水指導課	(豊平) 豊平6-3	818-3422
	東部下水管理センター	(白石) 本通20北2	(代) 865-7121
	西部下水管理センター	(西) 八軒9西7	(代) 641-8671
環 境 局	中 央 清掃事務所	(南) 南30西8	581-1153
	北 " "	(北) 屯田町990	772-5353
	東 " "	(東) 丘珠町873	781-6653
	白 石 " "	(白石) 東米里2170	876-1753
	豊 平 ・ 南 " "	(南) 真駒内602	583-8613
	西 " "	(西) 発寒15-14	664-0053

2. 4 工事着手

- 給水装置工事は、設計審査終了後、管理者の承認を得てから着手すること。

<解説>

- 指定事業者（主任技術者）は、工事着手にあたり、本市に対し配水管及び給水管からの分岐等の連絡調整を行うこと。

2. 5 設計変更及び工事の取消し

- 指定事業者は、設計内容に変更が生じた場合は所定の申込書を提出し、速やかに再審査を受けること。
- 指定事業者は、給水装置工事の申込みを取消す場合、所定の申込書により速やかに検査員に提出すること。

<解説>

- 指定事業者は、設計変更又は工事の取消しを行う場合、「給水装置工事（□設計変更・□取消し）申込書」を提出すること。
- 指定事業者は、設計変更を行う場合、変更理由、変更内容を明記し、図面及び水理計算書等の再審査を受けること。
- 次に示す内容の変更を行う場合は、審査係で再審査を行う。再審査にあたっては、先に申込み済みの工事申込書が必要となるため、検査員の許可を得て工事申込書を審査係に提出すること。
 - 使用水量増減等によりメータ一口径の変更をする場合。
 - 給水方式を変更する場合。（例：直結式 ⇌ 受水槽式）
- 次に示す内容の変更を行う場合は、検査係が再審査を行う。
 - 分岐位置を変更する場合。（分岐する配水管及び給水管路線の変更）
 - 分岐からメーター手前までの管種及び口径を変更する場合。
 - 給水管の埋設位置及び給水用具を大幅に変更する場合。
 - 審査の際に付記した条件どおり施工できない場合。
 - その他、管理者が再審査を必要とすると判断した場合。

2. 6 指定事業者が行うしゅん功検査

1. 指定事業者（主任技術者）は、しゅん功図等の書類検査及び現地検査により、給水装置の構造及び材質の基準並びに本市の基準に適合していることを確認すること。
2. 給水装置の使用開始にあたっては、事前に管内を洗浄するとともに、通水試験、水圧試験及び水質の確認を行うこと。

＜解説＞

1. 給水装置の構造及び材質が基準に適合していない場合は、給水を拒否又は停止することとなるため主任技術者は、確実にしゅん功検査を行い、給水装置の構造及び材質の基準並びに本市の基準に適合していることを確認すること。
2. しゅん功検査において主任技術者が確認する主な内容は、次のとおりである。

(1) しゅん功図面検査

検査項目	検査内容
位置図	<ul style="list-style-type: none"> ・工事箇所が確認できるよう、道路及び主要建物等が記入されていること。 ・工事箇所が明記されていること。
平面図	<ul style="list-style-type: none"> ・方位が記入されていること。 ・隣接家屋の水道使用標識（給水栓番号）及び境界が記入されていること。 ・道路種別等付近の状況がわかりやすいこと。 ・建物の位置、構造がわかりやすく記入されていること。 ・縮尺が1/500の平面図が正確に記入されていること。
平面管路 及び 詳細図	<ul style="list-style-type: none"> ・立体図が記入されていること。 ・平面図及び平面管路詳細図と立体図が整合していること。 ・分岐部のオフセットが記入されていること。 ・各部の材料、口径及び延長が記入されていること。
立体図	<ul style="list-style-type: none"> ・遠隔表示装置のケーブル布設経路、表示装置（受信器）及び立体図（距離、電線管の材質、口径を含む）が記載されていること。

(2) 資料及び現地検査

種別	検査項目	検査基準
屋外の検査	1. 分岐部	<ul style="list-style-type: none"> ・配水管への取付口の位置は適切に行われていること。 ・配水管への取付口径は設計どおりであること。 ・オフセットは正確に測定されていること。
	2. メーターきょう内	<ul style="list-style-type: none"> ・メーターは、逆付け、片寄りがなく、水平に取付けられていること。 ・メーターは、検針、取替えに支障がないこと。 ・遠隔表示装置（受信器）、電線管類及び端子接続が適切に施工されていること。また、しゅん功図面と整合すること。

屋外の検査	2. メーターきょう内	<ul style="list-style-type: none"> 止水栓等の操作に支障がないこと。 止水栓等に、逆付け及び傾きがないこと。
	3. 埋設管	<ul style="list-style-type: none"> 家屋の主配管は、構造物の下の通過を避けていること。 道路内及び宅地内の埋設深度は、所定の深さが確保されていること。
	4. 管延長	<ul style="list-style-type: none"> しゅん功図面と整合すること。
	5. きょう類	<ul style="list-style-type: none"> 傾きがないこと及び「15.8きょう類の設置」に適合すること。
	6. 止水栓仕切弁	<ul style="list-style-type: none"> スピンドルの位置がきょうの中心にあること。 操作に支障がないこと。
	7. 道路復旧	<ul style="list-style-type: none"> 道路占用許可条件のとおりであること。
	8. 各種見出し標類	<ul style="list-style-type: none"> 栓番等の各種見出しが適切な位置に貼り付けられていること。
配管	1. 配管	<ul style="list-style-type: none"> 給水用具等がしゅん功図面と整合すること。 配水管の水圧に影響を及ぼすおそれのあるポンプに直接連結されていないこと。 配管の口径、管路、構造等が適切であること。 水の汚染、破壊、浸食、電食、浸透、凍結等を防止するための適切な措置がなされていること。 逆流防止のための給水用具の設置、吐水口空間の確保等がなされていること。 クロスコネクションがなされていないこと。
	2. 接合	<ul style="list-style-type: none"> 適切な接合が行われていること。
	3. 管種	<ul style="list-style-type: none"> 性能基準適合品の使用を確認すること。 配水管への取付口からメーターまで、本市指定のものを使用していること。
用具	1. 給水用具	<ul style="list-style-type: none"> 性能基準適合品の使用を確認すること。 配水管への取付口からメーターまで、本市指定のものを使用している。
	2. 接続	<ul style="list-style-type: none"> 適切な接合が行われていること。
受水槽	吐水口空間	<ul style="list-style-type: none"> 吐水口と越流面等との位置関係の確認を行うこと。
通水試験		<ul style="list-style-type: none"> 通水後、各給水用具から放水し、メーター経由の確認、動作状態等の確認をすること。
水圧試験		<ul style="list-style-type: none"> 所定の水圧による水圧試験で、漏水及び抜け等がないことを確認すること。
水質の確認		<ul style="list-style-type: none"> 臭気等により確認すること。
流入量の確認		<ul style="list-style-type: none"> 受水槽の流入量調整について水理計算に基づいて行うことのほか、調整内容等を明記したプレートの設置を確認すること。
加圧装置の圧力設定値確認 (加圧ポンプ)		<ul style="list-style-type: none"> 水理計算に基づき、流入圧の低下によるポンプの停止・復帰の設定値を加圧装置制御盤において確認すること。

(3) 水圧試験方法

試験水圧及び保持時間は、次による。

対 象	試 験 水 圧	保 持 時 間
給 水 装 置	1.0 MPa	2 分
ボールタップを使用した給水装置	0.75MPa	2 分
75 mm以上の管路及び仕切弁 水道配水用ポリエチレン管 「0.75MPa 仕様」を使用した管路	0.75MPa	5 分

(水圧ゲージは、0~1.5MPa 仕様とする。)

(運 用)

1. 水圧試験の方法は、概ね次による。

- (1) 給水栓の位置に水圧試験器を取付ける。
- (2) 充 水
- (3) 1.0MPa の加圧 (2分間)
- (4) 漏水の有無確認

2. 直結加圧給水における水圧試験

「II. 中高層建物直結給水技術基準」を参照。

3. 次の場合においては、配水管等の圧力による水圧試験を行い、漏水の有無を入念に確認すること。

- (1) 分岐から第1止水用具までの部分。
- (2) 既設管に接続されている等、水圧試験が困難な場合。

4. 水質の確認方法

(確 認 項 目)

確 認 方 法	項 目	判 定 基 準
D P D 法	残 留 塩 素 (遊離)	0.1 mg/ℓ以 上
観 察	臭 気	異常でないこ と
	味	〃
	色	〃
	濁 り	〃

※ 水質の確認は、配水管及び給水管の布設状況に応じて実施する。

2.7 しゅん功書類の提出及びメーターの支給

1. 指定事業者は、工事完了後、給水装置工事検査申込書又は臨時給水検査申込書とともに、しゅん功図及び資料等を提出すること。
2. メーターの支給は、管理者が行う検査の合格後とする。
3. メーターの支給時には、「給水装置新設使用開始（廃止）届」「給水装置異動届」に必要事項を記入して提出し、水道使用標識（給水栓番号）及びお客様番号札を受領すること。
4. 撤去工事等により不要になったメーターは、遅滞なく返納すること。

＜解説＞

1. しゅん功図の作成にあたっては、「10. 図面の作成」によること。また、開発行為等については、次表によること。

工事内容	適用
開発行為	III. 開発行為に伴う給水装置工事処理要領
受水槽	9. 受水槽
4階以上直結直圧及び直結加圧給水	II. 中高層建物直結給水技術基準
遠隔指示式メーター設置	VI. 遠隔指示式メーター設置要領

2. 提出資料には、給水装置工事使用材料・検査確認報告書及び記録写真等がある。
 - (1) 給水装置工事使用材料・検査確認報告書とは、給水装置工事に使用した給水管及び給水用具に関する事項と給水装置の構造及び材質が基準に適合しているかの確認方法及びその結果を記入したものであり、次表は参考例である。
 - (2) 記録写真は、管理者が確認のため必要とするもの及び本市以外の関係機関から求められるものがある。
記録写真の撮影は、小黒板等を用いて、現場住所と撮影日がわかるようにすること。
ア 管理者が確認のため必要とするもの（現地検査の際、検査員に提示）とは、以下を記録した写真である。

(ア) 分岐部	(イ) 埋設深度
(ウ) 受水槽の吐水口空間	(エ) 水圧試験
(オ) 道路本復旧写真（市道）	(カ) その他、本市検査員が指示したもの

イ 本市以外の関係機関から求められるもの（施工後速やかに提出）とは、以下を記録した写真である。

(ア) 道路掘削状況及び舗装本復旧状況において必要とされる写真（国道）
(イ) その他、関係機関から求められたもの

給水装置工事使用材料・検査確認報告書（参考例）

（該当項目のみ□にレを記入）

工事種別	<input type="checkbox"/> 新設工事	給水装置工事場所			指定給水装置工事事業者番号 指定給水装置工事事業者名 電話番号 代表者氏名				下記の使用材料及び検査をしたので提出します。 給水装置工事主任技術者免状の交付番号 給水装置工事主任技術者名
	<input type="checkbox"/> 改造工事	氏名	栓番						

あて先 札幌市水道事業管理者

使 用 材 料

品 名	形 質	単位	数量	検査認証の確認	備 考	品 名	形 質	単位	数量	検査認証の確認	備 考
P e 及び継手	20A 25A 30A	m		<input type="checkbox"/> J I Sマーク <input type="checkbox"/> 第三者認証マーク <input type="checkbox"/> 自己認証		減圧逆止弁		個		<input type="checkbox"/> J I Sマーク <input type="checkbox"/> 第三者認証マーク <input type="checkbox"/> 自己認証	
V S P	20A	m		<input type="checkbox"/> J I Sマーク <input type="checkbox"/> 第三者認証マーク <input type="checkbox"/> 自己認証		逆止弁		個		<input type="checkbox"/> J I Sマーク <input type="checkbox"/> 第三者認証マーク <input type="checkbox"/> 自己認証	
C O P	15A 20A	m		<input type="checkbox"/> J I Sマーク <input type="checkbox"/> 第三者認証マーク <input type="checkbox"/> 自己認証		給湯器類 例 瞬間湯沸器 例 貯湯式		台		<input type="checkbox"/> J I Sマーク <input type="checkbox"/> 第三者認証マーク <input type="checkbox"/> 自己認証	
S U S	20A	m		<input type="checkbox"/> J I Sマーク <input type="checkbox"/> 第三者認証マーク <input type="checkbox"/> 自己認証		混合水栓類		個		<input type="checkbox"/> J I Sマーク <input type="checkbox"/> 第三者認証マーク <input type="checkbox"/> 自己認証	
サドル付分水栓	100×20	個		<input type="checkbox"/> J I Sマーク <input type="checkbox"/> 第三者認証マーク <input type="checkbox"/> 自己認証				個		<input type="checkbox"/> J I Sマーク <input type="checkbox"/> 第三者認証マーク <input type="checkbox"/> 自己認証	
割T字管	100×50	個		<input type="checkbox"/> 本市仕様品 <input type="checkbox"/> □ <input type="checkbox"/>						<input type="checkbox"/> J I Sマーク <input type="checkbox"/> 第三者認証マーク <input type="checkbox"/> 自己認証	
伸縮式止水栓	20×13	個		<input type="checkbox"/> J I Sマーク <input type="checkbox"/> 第三者認証マーク <input type="checkbox"/> 自己認証						<input type="checkbox"/> J I Sマーク <input type="checkbox"/> 第三者認証マーク <input type="checkbox"/> 自己認証	
仕切弁	30A 40A 50A	個		<input type="checkbox"/> J I Sマーク <input type="checkbox"/> 第三者認証マーク <input type="checkbox"/> 自己認証						<input type="checkbox"/> J I Sマーク <input type="checkbox"/> 第三者認証マーク <input type="checkbox"/> 自己認証	
止水栓きょう	A-800 B B C	組		<input type="checkbox"/> 本市仕様品 <input type="checkbox"/> □ <input type="checkbox"/>						<input type="checkbox"/> J I Sマーク <input type="checkbox"/> 第三者認証マーク <input type="checkbox"/> 自己認証	
メーターきょう	II-A型 IV型(改) 大 型	組		<input type="checkbox"/> 本市仕様品 <input type="checkbox"/> □ <input type="checkbox"/>						<input type="checkbox"/> J I Sマーク <input type="checkbox"/> 第三者認証マーク <input type="checkbox"/> 自己認証	
逆止弁付メーター パッキン	20A 25A 40A	個		<input type="checkbox"/> 本市仕様品 <input type="checkbox"/> □ <input type="checkbox"/>						<input type="checkbox"/> J I Sマーク <input type="checkbox"/> 第三者認証マーク <input type="checkbox"/> 自己認証	
メーター用ブッシ ング継手	13×20			<input type="checkbox"/> 本市仕様品 <input type="checkbox"/> □ <input type="checkbox"/>						<input type="checkbox"/> J I Sマーク <input type="checkbox"/> 第三者認証マーク <input type="checkbox"/> 自己認証	
水抜装置 (水抜栓) (ドレンーパンプ)	30×1300 20×1500 20×2000	本 個		<input type="checkbox"/> J I Sマーク <input type="checkbox"/> 第三者認証マーク <input type="checkbox"/> 自己認証						<input type="checkbox"/> J I Sマーク <input type="checkbox"/> 第三者認証マーク <input type="checkbox"/> 自己認証	
単独水栓 自在水栓		個		<input type="checkbox"/> J I Sマーク <input type="checkbox"/> 第三者認証マーク <input type="checkbox"/> 自己認証						<input type="checkbox"/> J I Sマーク <input type="checkbox"/> 第三者認証マーク <input type="checkbox"/> 自己認証	

しゅん功検査項目（該当項目のみ□にレを記入）

資 料 及 び 現 地 檢 查		資 料 及 び 現 地 檢 查	
検査種別及び検査項目		検査の内 容	
屋外の検査	1 分岐部	<input type="checkbox"/> 配水管への取付口の位置は適切である。(写真) <input type="checkbox"/> 配水管への取付口径は設計どおりである。 <input type="checkbox"/> オフセットは正確に測定されている。	給水用具 1 給水用具 2 接続 受水槽 吐水口空間
	2 メーターきょう内	<input type="checkbox"/> メーターは、逆付け、片寄りがなく水平に取付けられている。 <input type="checkbox"/> メーターは、検針、取替えに支障がない。 <input type="checkbox"/> 遠隔表示装置(受信器)、電線管類及び端子接続が適切に施工されている。また、しゅん功図面と整合している。 <input type="checkbox"/> 止水栓等の操作に支障がない。 <input type="checkbox"/> 止水栓等に、逆付け及び傾きがない。	通水試験 水圧試験 水質の確認 流入量の確認 加圧装置の圧力設定値確認(加圧ポンプ)
	3 埋設管	<input type="checkbox"/> 家屋の主配管は、構造物の下の通過を避けている。 <input type="checkbox"/> 道路内及び宅地内の埋設深度は、所定の深さが確保されている。(写真)	しゅん功図面検査 位置図
	4 管延長	<input type="checkbox"/> しゅん功図面と整合する。	
	5 きょう類	<input type="checkbox"/> 傾きがなく、16.8「きょう類の設置」に適合している。	
	6 止水栓 仕切弁	<input type="checkbox"/> スピンドルの位置がきょうの中心にある <input type="checkbox"/> 操作に支障がない。	
	7 道路復旧	<input type="checkbox"/> 道路許可条件とのおりである。(写真)	
	8 各種見出し類	<input type="checkbox"/> 給水栓番号等の各種見出しが適切な位置に貼り付けられている。	
配管	1 配管	<input type="checkbox"/> 給水用具等がしゅん功図面と整合する。 <input type="checkbox"/> 配水管の水圧に影響を及ぼすおそれのあるポンプに直接連結されていない。 <input type="checkbox"/> 配管の口径、管路、構造等が適切である。 <input type="checkbox"/> 水の汚染、破壊、浸食、電食、浸透、凍結等を防止するための適切な措置がなされている。 <input type="checkbox"/> 逆流防止のための給水用具の設置、吐水口空間の確保等がなされている。 <input type="checkbox"/> クロスコネクションがなされていない。	平面図 平面管路詳細図 及び 立体図
	2 接合	<input type="checkbox"/> 適切な接合が行われている。	
	3 管種	<input type="checkbox"/> 性能基準適合品の使用確認。 <input type="checkbox"/> 配水管への取付口からメーターまで、本市指定のものを使用している。	そ 報 告 の 事 他 項
			※給水装置工事しゅん功検査年月日 平成 年 月 日 水道局受付印

注 1. この参考例によりがたい場合は、この検査内容等を網羅していること。

2. 写真については、指針2.7<解説>2.(2)を参照すること。

3. しゅん功図及び資料は、設置した給水装置の使用時期等を考慮し、余裕をもって提出すること。

4. メーターの支給及び返納

(1) メーターは、しゅん功図及び資料等が提出され、それに基づき管理者の書類検査を実施後、現地検査日時の打合せを行った後、支給するものとする。

なお、無線式メーターは ID 設定済みとなっており、同時に支給される ID シールを相違なく関係書類に貼付すること。

(2) メーターは、メーター出庫要求書に基づき受領すること。また、使用するメーターの口径・器種により、30 日～45 日以上の準備要求期間が必要な場合があるので、余裕をもって申込むこと。

なお、支給時間は、原則として平日 9 時から 16 時までとする。

(3) メーターの支給場所は、メーターの器種・口径により異なっており、次表によること。

口 径 (mm)	支 給 場 所		
	直 読 式 (表示部回転式含む)	無 線 式	遠隔指示式 (個別)
13	給水装置課（検査係） (総数 11 個以上は、資材センター※)		
20 以上	資材センター※		資材センター※

※ 札幌市管工事業協同組合 入出庫窓口

(4) 撤去メーターは、掘上後直ちに取付けねじ部にキャップを取り付ける等、ねじ部を保護し、速やかに給水装置課（検査係）に返納すること。ただし 50 mm 以上のメーターは、給水装置課（検査係）で指針を確認のうえ、「掘上メーター返納書」に基づき資材センターに返納すること。

5. 新設及び撤去メーターの指針の取扱い

(1) 新設メーターの基礎指針は、小数点以下第 1 位を切上げし、m³ 単位とする。

(2) 撤去メーターの掘上指針は、小数点以下を切捨てし、m³ 単位とする。

6. 技術的な不備あるいは、故意、過失により、メーターを損傷した場合及びメーターを亡失した場合、原因者は損害額を補償しなければならない。

(1) 指定事業者は、「水道メーター（亡失・き損）届出書」を検査係担当者へ提出すること。

(2) 原因者は、水道メーターの損害賠償の費用として、管理者が別に定めるメーター補償費を期日までに納入すること。

2. 8 管理者が行う検査

- 主任技術者は、管理者の検査の際、管理者の求めに応じ立会わなければならない。

<解説>

1. 管理者が行う検査の考え方

適正な給水を確保するため、給水装置の構造及び材質の基準が施行令第6条に定められており、この基準に適合していない場合には、給水の拒否又は停止をすることとなる。

このため、本市においては適正な給水装置工事の施行を図るため指定事業者制度を設けている。すなわち、あらかじめ給水装置の工事に必要な知識、技術を有し、かつ、信頼し得る者を指定することにより、適正な給水装置工事の施行を確保しようとするものである。したがって、指定事業者が施行する給水装置は、水道法に定める給水装置の構造及び材質の基準並びに本市の基準に適合するものであることが前提となる。

このため、管理者の検査は、指定事業者の技術力と信頼性のチェックを主な目的として、指定事業者の施行した給水装置が、本市の基準等を遵守し施工されているかの確認を行うものである。

2. 管理者が行う検査の構成は、次のとおりである。

